

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第11号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第20号を同項第21号とし、同項第19号の次に次の1号を加える。

(20) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に係る補償に関すること。

第13条第2項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に係る補償に関すること。

第14条前段中「事項」の右に「(同条第2項各号に規定する事項を除く。)」を加える。

第16条中「凌風小中学校開設準備室」を削り、
「学校指導課
指導主事室」を

「学校指導課

指導主事室
に改める。

東山泉小中学校教育企画推進室」

第17条総務部の款凌風小中学校開設準備室の項を削り、同条指導部の款学校指導課の項の次に次の1項を加える。

東山泉小中学校教育企画推進室

(1) 東山泉小学校及び東山泉中学校の教育に係る企画に関すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)